

令和5年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ & A（受検者及び出身学校向け）

1 新型コロナウイルス感染症に係る別室受検について

(Q 1) : 入学者選抜の別室受検を希望する場合の手続はどのようなものか。

(A 1) : 別室受検に該当するかどうかにかかわらず、「令和5年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜における新型コロナウイルス感染症に係る受検の可否について」(以下「別表」という。)において受検否(×)又は別室受検に該当することがあらかじめ分かっている受検者は、2月24日(金)までに必ず、出身学校長を通じて志願先特別支援学校長に申し出てください。

なお、当日 37.5℃以上の発熱等の風邪症状があり、PCR検査待ち又は検査結果待ちの者は、受検できません。その場合、普通科志願者においては二次募集の手続を、普通科職業コース及び専門学科志願者においては追検査の手続を、出身学校長と連携して行ってください。

2 追検査について

(Q 2) : 検査当日 37.5℃以上の発熱等の風邪症状があり、受検できなかった者が医療機関を受診した結果、風邪の診断であっても追検査の対象になるのか。

(A 2) : 普通科職業コース及び専門教育を主とする学科においては、医療機関による診断の結果を問わず、追検査の対象となります。

(Q 3) : 追検査の手続はどのようなものか。

(A 3) : 令和5年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項に付録の追検査受検願〔様式第7号〕を出身学校長を経由して志願先特別支援学校に提出期限までに提出してください。

なお、追検査受検願〔様式第8号〕の理由欄には、別表で示す症状に沿って可能な限り詳細を記載ください。

【例①】 : 濃厚接触者に特定されているため。

【例②】 : 検査当日に 37.5℃以上の発熱等の風邪症状があり、PCR検査待ち又は検査結果待ちであるため。

3 その他

(Q 4) : マスクは白色無地でないといけないのか。

(A 4) : マスクの色及び柄は問いません。ただし、文字等が印刷されている等、検査問題の解答上有利になるおそれがあるものは着用できません。

(Q 5) : マスクに代えて フェイスシールドやマウスガードを着用してもよいか。

(A 5) : フェイスシールドやマウスガードのみで受検することはできません。(必ずマスクを着用してください。ただし、特別な事情などでマスクが着用できない場合は、出身学校長を通じて事前に志願先特別支援学校長に申し出てください。)

(Q 6) : 体温調整をしやすい服装とはどのようなものか。ひざかけは使用してよいか。

(A 6) : 上半身に羽織る防寒着のことです。防寒着の色及び柄は問いませんが、文字等が印刷されている等、検査問題の解答上有利になるおそれがあるものは着用できません。なお、防寒着をひざにかけることはできません。また、ひざかけは使用できません。

(ただし、特別な配慮が必要な場合はこの限りではありませんが、この場合でも、文字等が印刷されているなど、検査問題の解答上有利になるおそれがあるものは使用できません。)